

解 題

証券アナリストジャーナル編集委員会
第四小委員会委員 小宮山 賢

企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」が公表され、2021年3月31日以後終了する年度の年度末に係る財務諸表から適用された。この基準では、財務諸表に計上された見積金額だけでは、その金額が含まれる項目が見積った後の財務諸表に影響を及ぼす可能性があるのかどうかを財務諸表の利用者が理解することが困難であるため、開示が必要とされる。この影響には、有利な影響と不利な影響の双方が含まれる。会計上の見積りの開示は、IFRSとの相違の一つとして従来、指摘されてきた項目でもあり、財務諸表利用者から充実が要請された項目であった。

一方、2021年3月期の上場企業等の財務諸表監査から、監査報告書に「監査上の主要な検討事項 (KAM)」が記載されることになり、この内容には、会計上の見積りと関連する事項が多くなると想定された。また、2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、減損会計や繰延税金資産の回収可能性の評価に、その見積りの不確実性の高い事象が生じている。

本特集では、会計上の見積りの開示をどのように活用するかについて、本誌の読者に基礎知識を提供しようとするものである。内容は、2本の論文が基準作成に関与された方のものであり、残り

の2本は財務情報の利用者からの活用に関する論文である。

川西論文「会計上の見積りの開示をめぐるASBJの対応」では、まず新会計基準の概要として、経緯、開示目的に基づく開示の考え方、新会計基準の開示目的、開示する項目の識別、識別した項目の注記の方法、識別した各項目について注記する事項、連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における開示、適用時期について解説している。このうち、留意しておくべきと思われる事項には次のようなものがある。

- ・本基準は、注記事項として開示を求めることを検討するよう、日本公認会計士協会及び日本証券アナリスト協会から提案があったことを受けたものである。
- ・本基準では、開示目的を示し、開示する具体的な項目及びその注記内容についてはその開示目的に照らして判断することとされている。
- ・当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスク（有利となる場合と不利となる場合の双方）がある項目における会計上の見積りの内容について開示する。
- ・翌年度の影響に限定して考慮することとし、翌

年度より後の期間の影響を考慮しない。

- ・基準では、開示目的に照らせば、比較的少数の項目を識別することになっているとしている。
- ・識別した各項目について、①当年度の財務諸表に計上した金額、②会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報を開示する。②の例示として、金額の算出方法、金額の算出に用いた主要な仮定、翌年度の財務諸表に与える影響がある。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響の考え方に関する議事概要について解説している。議事概要は新基準の適用前から数次にわたり更新されているが、企業がどのような仮定をおいて会計上の見積りを行ったかについては、新会計基準で求められている開示に含まれることが多いとしている。

また、2021年3月期決算の開示に関する所感も述べられている。本基準では、開示目的に基づく判断を企業に求め、例示を含めなかった点については、考え方については理解されたと考えているものの、より良い開示を求めて試行錯誤が行われ、開示が安定するには、数年間かかる可能性があるとして述べている。最後に、昨今話題となっているサステナビリティ報告に関連する話題にも触れられており、翌年度の影響に限定して考慮する新会計基準について、翌年度のみを考慮した場合には、中長期的な気候関連リスクが捉えられないとの声の紹介は興味深い。

住田論文「会計上の見積りの開示とKAMの記載」では、まず監査上の主要な検討事項（KAM）の導入として、監査報告書の記載内容の変遷、KAMの位置づけ、KAMの定義と記載要件について説明しており、次に、2021年3月期のKAMの状況として、全般、会計上の見積りの注記事項と

の関係、見積り項目の注記とKAMの記述内容を分析している。内容は、やや盛りだくさんであるが、KAMを最もよく知る者の解説であり、ぜひじっくりと読んでいただきたい。

「監査上の主要な検討事項の導入」では、次のような点がポイントと思われる。

- ・監査報告書は長い間、定型的な監査報告書が用いられてきており、記載内容の数次の改訂は行われてきたものの、監査報告書の標準文言は同じ内容が記載されてきた。
- ・英国において、定型的な監査報告書が利用者のニーズに合っていないとの問題提起があり、2013年9月期からKAMの記載が始まり、EUや米国にも広がった（日本は最後発に属する）。
- ・定型的な監査報告書の変革をもたらした背景には、①財務諸表が将来の事業計画に依存する会計上の見積りが含まれるようになったことと、②監査人が重要な虚偽表示を見逃す事例が一定の頻度で生じ監査プロセスに関心が寄せられるようになったことがある。
- ・KAMは、財務諸表の作成者が財務諸表において利用者に伝達すべき情報を監査人が代わりに伝達するためのものではない。
- ・KAMに参照を付すことにより、利用者は、監査人によるKAMの記述と財務諸表の注記を併せて読むことができる。

2021年3月期のKAMの状況では、連結財務諸表の監査報告書について、連結売上高別のKAMの個数や領域別分布の分析が示されており、加えて、KAMと重要な会計上の見積りの項目が比較、分析されている。さらに、KAMの内容及び決定理由では、重要な会計上の見積りの注記もKAMも、ポイラープレート化された記述は避け、利用者の理解に資するように個々の会社の状況または監査の状況を分かりやすく記載することが求めら

れているとしている。KAMの記載の好事例としてAOKIホールディングスの例が紹介されており、熟読すると面白いが、会計上の見積りプロセスについての十分な知識がないと、読みこなすのが難しいと感じる読者もいるかもしれない。

最後の「今後に向けて」では、筆者の感想として、気候変動等の財務インパクトの把握と会計上の見積り、財務諸表の注記とKAMの記述内容のバランス、前年度のKAMからの変更点の説明、財務諸表に記載されている金額の開示の改善といった今後の課題も述べられている。

大瀧論文「会計上の見積りの開示と企業評価での活用」では、本論文を次のように要約している。

「注記事項における会計上の見積り等の開示と監査報告書のKAM（監査上の主要な検討事項）の適用は、投資家が待ち望んでいた改正である。会計上の見積り等の開示によって、財務情報に内在する変動リスクを企業価値評価に合理的に反映することが可能となり、またKAMと合わせて理解することで、ガバナンス評価にも活用することができる。適用初年度の状況を踏まえると、全体として物足りない印象もあるが、感応度分析の開示など好事例も散見された。それぞれの趣旨を踏まえ、記述が充実することを期待している」。

本論文でも適用初年度の状況を分析しているが、以下では利用者の立場からどのような点に注目したのかを本文から抜粋してみる。

- ・会計上の見積りの開示は、MD&Aと注記事項の2カ所に記載することになり、開示例には三つの記載パターンがあるが、このうち、MD&Aでは表題と注記事項への参照情報を記載し、注記事項にすべて記載するのが合理的である。
- ・会計上の見積りに関する開示の主な内容は、減

損テストに関する事項、収益認識や引当金に関する記述が多い。

- ・翌年度の財務諸表に与える影響として感応度分析を記載している事例が散見された。
- ・KAMを1個しか記載しなかった会社が全体の61%あり、時価総額の規模が大きい方が平均個数が多い。
- ・KAMで最も構成比が大きい項目は30%超の資産価値評価（減損判定を含む）である。

投資家は、会計上の見積りに関する開示を利用することにより、(1)会計処理と事業活動の理解が深まり、(2)企業価値評価において財務数値の変動リスクを合理的に反映すること、そしてガバナンス評価において、(3)経営者の財務数値の変動リスクに対する姿勢を評価すること、が可能となる。さらに、KAMと合わせて利用することにより、(4)監査役等の活動状況や監査人との協業関係を把握でき、(5)監査法人の信頼性評価と監査人としての適任性の評価にも活用できると考えられるとしており、具体的な方法が記述されている。

後藤論文「信用格付での会計上の見積り開示の活用」では、信用格付の実務における見積り会計基準やKAMの有用性について検討し、2021年3月期の開示や監査報告書の内容を踏まえた上で、その活用の可能性について述べている。

筆者によれば、信用格付は、利益・キャッシュフローや資産及び資本・負債についての中長期的な予測を踏まえた定量的な評価要素（財務リスク）と、事業環境、顧客基盤、製品・サービスの競争力、財務運用方針など、財務諸表の数字だけでは把握できない定性的な評価要素（事業リスク）を総合的に判断して決定される。信用格付の財務分析では、財務諸表の分析に先立ち、必要に応じて財務諸表を経済的実態に近いと考えるかたちに調

整した上で、分析を試みる。負債を網羅的に捕捉し、資本の厚みについては資産の評価を保守的にみることで安全性について厳しく評価する。これらの目的を達成するために、有益な情報を提供するものが、今回の見積り会計基準であると述べている。

分析上の有用性としては、次のような点を述べている。

- ・最大限度発生し得る損失の金額や発生可能性などについて、これまで、IR説明会の資料や説明、発行体とのミーティングなどで、個別、具体的に確認して信用格付の評価に織り込んできたが、これらの情報が有価証券報告書から入手できる。
- ・負債の把握に関連して、翌年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性のある項目までを対象とすることで、リスクの段階で格付評価に定量的または定性的に織り込むことが可能となる。見積り開示の信用格付への回収可能性として、

固定資産の減損について3社の開示事例を解説しており参考になる。

KAMの信用格付への活用可能性については、従来は、監査報告書では、監査法人はどこであるかくらいしか確認できなかったが、次のような有用性が増したとしている。

- ・KAMの記載内容から監査品質の評価材料が増した。
- ・監査人が、重要と判断した財務諸表の虚偽表示リスクに対して、十分かつ適切な監査証拠を入手するのに適切な監査手続を実施しているか、確認できる。
- ・信用格付の観点から、監査人がどの監査領域をKAMに選んだかという情報（固有リスクが最も高い領域の情報）が有用である。
- ・信用格付で数値の不確実性を評価するためのアプローチは、監査証拠を入手するアプローチと似ており、参考になる。